

教育ファーム推進のための方策について
中間論点整理

平成 19 年 8 月 20 日

教育ファーム推進研究会

目次

- I はじめに～教育ファーム推進の背景

- II 教育ファーム推進の現状と課題
 - 1 教育ファームの認知と理解の促進
 - 2 教育ファームを推進する連携の整備
 - (1) 関係者間での教育ファームのねらいの共有化
 - (2) 関係者の連携の仕組み
 - 3 体験の実施に当たって
 - (1) 体験内容について
 - (2) 体験する場の確保
 - (3) 経費負担のあり方
 - 4 その他

- III 教育ファーム推進に当たっての対応方向
 - 1 教育ファームの普及のために必要な事項
 - (1) 汎用性を高めた事例集の作成
 - (2) 効果測定の実施
 - 2 教育ファームに取り組む者にとって必要な事項
 - (1) 研修の実施、マニュアルの作成
 - (2) 体験する場の確保
 - (3) 経費の負担
 - 3 教育ファームを支援する組織の立ち上げ
 - 4 その他

- IV おわりに

I はじめに～教育ファーム推進の背景

食は命の源であり、私たちの生活に欠かせないものでありながら、近年その重要性が軽視される傾向にあります。お金さえ出せば何でも手に入る、お店に行けば食べものが豊富にある、少しおなかがすけば、すぐ食べられるといった環境の中で、食べることの大切さが実感できにくくなっています。本来、食べるということは動植物の命を受け継ぐことであり、自然の恩恵や多くの人々の苦労や努力によって支えられてはじめて食べ物が手に入るのですが、生産現場と生活の場の距離の拡大により、そうしたことが理解しにくくなってしまいました。

たとえ農山漁村であっても、生活の中から土が消え、生産といった生業が消えてしまい、どこにいても都会と同様の便利な生活が送れるようになった地域が増えているように感じます。

皮肉なことに、こうした便利な生活の一方で失ったものが、食べものを大切にする心だったのかもしれない。

日本は食料の多くを輸入に頼っています。毎日大量の食料が海外から日本に運ばれてきています。世界では、多くの人が飢えに苦しみ、生まれてから一度もおなかいっぱい食べたということを実感できないまま亡くなっていく多くの人たちが存在します。そうしたことも毎日の私たちの生活の中では、ほとんど感じることはないのではないのでしょうか。私たちは、大量の食べ残しや食品の廃棄を発生させており、先人が伝えてきた「もったいない」という素晴らしい言葉もほとんど耳にしなくなってしまいました。

食をめぐるのはこのほかにも、健康の問題、安全をめぐる問題など様々な問題が発生しています。こうした中で平成17年6月に「食育基本法」（平成17年法律第63号）が制定され、同年7月に施行されました。この食育基本法では、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。」という危機感が示されています。また、農林漁業者に対しては、「農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努める」ことが求められています。すなわち、私たちが食べ物大切さを改めて実感するためには、農林漁業の体験が非常に重要だということが位置付けられたのです。

平成18年3月に食育推進会議により策定された「食育推進基本計画」では、九つの数値目標の一つに「教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加」が明記されました。そして、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とし、一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファームの取組が計画的になされている

市町村の割合の増加を目標とすることが位置付けられました（参考1参照）。

そこで、平成19年5月に「教育ファーム推進研究会」が立ち上げられ、食を育む農林水産物の生産に関する体験活動を行う教育ファームをいかに効果的に推進していくか、その方策を検討することになりました。

II 教育ファーム推進の現状と課題

食育推進基本計画において、「農林漁業者やその関係団体は、学校、保育等の教育関係者と連携し、酪農等の教育ファーム等農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供するよう努める」とされており、教育ファームとは、「自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とし、一連の農作業等の体験の機会を提供する」取組とされています。教育ファームの取組を効果的に進める上では、市町村、学校、農林漁業者等のような、いくつかの主体の連携が重要です。教育ファームの具体的な定義は、農林漁業者など実際に業を営んでいる者による指導を受けて、同一人物が同一作物について2つ以上の作業を年間2日以上の間行うものとされており（平成18年4月12日18消安第163号消費・安全局長通知）（参考2参照）、単なるイベントのような体験活動は含まれないこととなっています。

平成17年度の調査（農林水産省「農林漁業体験学習の取組（教育ファーム）実態調査結果」（平成18年2月公表））では、市区町村、学校、農林漁業者等の中で2主体以上が教育ファームに取り組んでいる市区町村は42%でした。この調査によると、自ら実施又は支援している市区町村は全体の6割（1,172市区町村）であり、その形態については、学校等の「教育機関等」が71%（830市区町村）と最も多い結果となりました。また、自ら教育ファームの取組を実施している582市区町村の意向として最も多かったのは、「現在の取組を維持したい」（374市区町村（64.3%））であり、自ら教育ファームを実施していない1,458市区町村の意向として最も多かったのは、「自ら実施する予定はない」（804市区町村（55.1%））でした（参考3参照）。

今後、教育ファームの取組を推進していく上では、関係機関、関係者の連携が重要であると考えられます。また、これらの様々な主体の連携を進めていくためには、地域における教育ファーム推進計画の策定が必要です。現在、各都道府県で策定されている「食育推進計画」においても、教育ファームの推進を明記しているものも見受けられ、今後、市町村における「食育推進計画」の中で教育ファームの推進についても位置付けられることが期待されます（参考4参照）。

このような状況において、今後の教育ファーム推進に向け、以下のような課題が挙げられます。

1 教育ファームの認知と理解の促進

「教育ファーム」に関する認知は全国的にはまだ低いのが現状です。教育ファームに参加する意志があっても、そもそもどこで教育ファームを実施しているのかといった情報が提供されていなかったり、相談したくてもどこに相談したらよいかわからないといった例もあるようです。多くの方々に教育ファームで農林漁業体験をしていただくためには、裾野を広げる必要があります。ただし、裾野を広げる場合、質が低下してしまう可能性も高いことから、同時に体験する内容の質を確保する必要もあります。また、こうした質を確保している教育ファームの情報を利用者に広く提供していくことも必要となっています。

教育ファームの取組主体の方々からは、教育ファームを体験した子どもたちの中で、不登校がなくなった、食べ残しがなくなった、好き嫌いが減ったなどの声は聞かれますが、こうした効果がきちんと測定され、広く公表されないと、一般の方々には情報が伝わらない状況です。したがって、教育ファームに参加する人の裾野を広げるためには、特に教育ファームのことは知っているが、参加しようとは思わない、実施しようとは思わないという方々に対して、教育ファームに取り組むメリット、つまり誰にどのような効果があるのか、誰が受益者なのかを明確にすることが必要となります。

特に学校での取組については、授業時間に制限があり、教育ファームのために時間を確保し、ある程度の費用を負担する必要があるということがハードルとなります。また、学校長を始め教職員の方々の理解も必要となります。

2 教育ファームを推進する連携の整備

(1) 関係者間での教育ファームのねらいの共有化

教育ファームは新しい取組ではなく、従来から様々な形で地域の方々によりなされてきたものでした。しかしながら、その取組の多くは点であって、地域に散在しているため、情報の共有化がされづらく、行政の支援が終われば、そのまま取組自体も終了してしまう恐れもあります。このような状況では継続した取組にはなりづらく、その背景には、何のために教育ファームに取り組むのかその意識や目的が関係者の間で共有化されていなかったことがあると考えられます。

教育ファームのねらいは、取組主体ごとに様々です。例えば、平成19年3月に農林水産省で取りまとめた「GO!GO!教育ファーム～教育ファーム事例集～」に掲載されている事例には、市町村が主体となった取組の場合は、地域の活性化や地域の農業などへの理解を促したい等のねらいがあげられています。また、学校が主体となった取組の場合は、子どもたちの自ら学ぶ力や学ぶ意欲を高めたい、食に関する自己管理能力を身に付けてもらいたいといった「生きる力」につながるねらいのほか、地域の農林漁業者への尊敬の念を醸成する等農林水産業という産業への理解、自然への理解に目を向けさせたい等のねらいがあげられています。農林漁業者が主体となった取組の場合は、農林水産業について理解をしてもらいたい、ひいては自分たちの作ったものをおいしく食べてもらいたい、地元の

農林水産業の応援団になってもらいたい等のねらいがあげられています。また、市民団体等その他の団体が主体となった場合については、定住の促進、生態系の学習につなげたい等の様々なねらいがあげられています。一方で、これらの取組主体に共通するねらいとしては、農林水産業を理解してもらいたい、郷土への親しみをもってもらいたい、食べ物や命を大切にする心を育んでもらいたい、地域の伝統文化の継承をしてもらいたい、健全な食生活がおくれるようになってほしい、といったことがあげられます(参考5参照)。このように主体によって様々なねらいがありますが、関係者の中でそのねらいが共有化されていなければ、一貫した体験プログラムが提供されづらく、内容を充実させて、取組を継続していくのは難しいと考えます。

一方で、目標を明確にし、関係者間で共有して取り組んでいる例もあります。福島県喜多方市では、平成19年度から、農業教育特区として小学校に「農業科」を設けて農作業の実体験活動を重視した教育を展開しています。喜多方市ではその目標としては①豊かな心の育成、②社会性の育成、③主体性の育成をあげています。そして、農業の教育的効果として、①いのちについて学ぶ、②共生や思いやり、環境について学ぶ、③ゆとりや持続性・耐性を育む、④想像力や判断力・実践力を育む、といったことをあげています。(参考6参照)。

このように教育ファームの効果を発揮し、地域に根付かせ発展させていくためには、関係者間でねらいを共有化することが課題です。

(2) 関係者の連携の仕組み

教育ファームの取組を利用しやすくし、地域の人々の知恵を活用し世代間の交流が図られるようにするためにも、学校関係者、PTA、農林漁業者、行政部局（農業部局のみならず教育部局も含む）等関係者の連携が必要ですが、現在各地で取り組まれている教育ファームの事例を見ると、地域での連携が十分行われていない例も多数存在します。一方、関係者の連携が進んでいる例として、JAが事務局となり、校區別に指導していただく農林漁業者のリストを小中学校等に配布し、参加を検討する学校が事務局へ問い合わせ、事務局は農林漁業者と調整の上、紹介するというものがあります(参考7参照)。また、公民館が事務局となり、市町村、学校、農林漁業者、学生、企業が団体を組織し、稲作を中心とした体験講座を実施している地域があり、講座を通じて、地域の大人と子ども、上級生と下級生のコミュニケーションが図られるといった成果が得られた取組もあります(参考7参照)。今後はこれらの例も参考にして、関係者の連携の仕組みを検討する必要があります。

また、教育ファームを始めたい農業者、参加したい消費者がどこに相談したら良いかわからない現状も見受けられることから、農林漁業者と教育ファームに参加したい人をつなぐコーディネーター役が必要となります。また、そのコーディネーター役を誰が担うのかといった課題もあります。

3 体験の実施に当たって

(1) 体験内容について

体験内容については、先に記載したように、ある一定の質を確保する必要があります。そのためには、対象者に応じた体験プログラムの準備、教育ファーム取組主体と参加者（学校の場合には、担当教諭等）との事前の打ち合わせが重要であり、受入れ主体の心構え、ノウハウの蓄積も必要です。この場合、大都市、地方都市、山間部、農村など、地域の特性によって普及・展開方法には違いがあり、それぞれの地域に応じた方法を検討することも必要です。

特に学校の教育課程の全領域（各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間）を見渡し、相互の有機的な連関を図った指導やカリキュラム開発を行うなど、意図的・計画的に教育ファームの取組が行えるようにするためには、体験を行う際に活用できる適切な資材や教材が提供されることも必要です。

一方、教育ファームの取組主体や指導者の説明が不十分で事故が起こり、その後の農林漁業体験を取り止めた例もあることから、体験現場での活動に当たっての留意点や機械等の使用に当たっての安全対策やアレルギー性疾患のある者への対応方法を教育ファームの取組主体や指導者が身に付けておくことも必要です。普段子どもたちと接する機会が少ない農林漁業者に対しては、体験する子どもたちへの接し方の「こつ」を知っていただくことも重要です。

また、教育ファームでは自然の仕組みや農作業の知恵等多くのことを学ぶ観点から、昔ながらの手作業による農作業体験や化学肥料や農薬を使用しない有機農業などの体験を行っている例が多いようです。一方、現在多くの農林漁業者が行っている機械などを活用した農作業を併せて体験することも、農林水産業への理解や、より効率的な生産方法等を学ぶ観点から重要です。様々な農作業の方法それぞれに、どのような意味や効果があるのかといったことを明らかにすることも必要です。

(2) 体験する場の確保

教育ファームを実施するに当たり、体験する場は必要不可欠ですが、現状では、体験に適切な場の確保が難しかったり、特に学校で実施する場合には近くに体験の場がないという課題があります。

これに対して、農協が事務局となり、体験を希望している学校の近くにある農家と交渉し体験に利用する農地を確保する例や、農協と行政が出資してNPOを設立し、遊休農地を体験する場に利用するという例もあります。また、都市部の学校の場合は周囲に農地がない場合もあり、比較的近くの市町村で受入れ可能な教育ファームを探し出して、バスなどで体験に行く例や、校庭にある花壇などを利用して作物を栽培する例もあるようです。これらの例を参考に、教育ファームの実施を希望する者が体験する場を確保しやすくなる仕組みを考えていく必要があります。

(3) 経費負担のあり方

現状では、体験にかかる資材費などの経費の多くを農林漁業者が負担しており、また、事前の準備やほ場などの毎日の管理等目に見えないところの負担が多く、経済的にも時間的にも継続していくことが難しい面があるようです。また、学校で教育の一環として行う場合は、保護者に農業体験の費用を負担してもらいにくいという問題もあります。そのため、教育ファームに取り組むメリットを示し、教育ファームの意義を保護者の方々にきちんと理解していただくことが必要となります。

また、行政による支援が行われているものの中には、同じ団体に継続して支援し続けることはできないことが多いため、その支援がなくなれば経費の問題から教育ファームの取組を止めてしまうという場合もあるようです。

4 その他

教育ファームは、「農林漁業者など実際に業を営んでいる者による指導を受けて、同一人物が同一作物について2つ以上の作業を年間2日以上期間行う」ものとされています。さらに、教育ファームの効果を高めるためには、稲作であれば、田植えと稲刈りの体験に加え、草取りなどの生産過程での地道な作業を体験することで自然の厳しさや農家の苦勞、食べる喜びを感じることにつながることもあり、できるだけ多くの過程を体験することが望まれます。また、酪農体験や漁業体験のように一日の体験であっても、複数の作業を体験することができる分野もあることから、定義の中でこうしたことに配慮する必要もあります。

また、教育機関において国民全員が農業体験できるような仕組みも中長期的課題としてあげられます。

Ⅲ 教育ファーム推進に当たっての対応方向

1 教育ファームの普及のために必要な事項

(1) 汎用を高めた事例集の作成

教育ファームの取組は五感を使った体験が可能であり、自然と向き合って日々仕事をしている農林漁業者の方と交流することで、地域の農林漁業への理解が深まり、自然への理解、持続可能な社会への理解、地域に誇りを持つ意識が深まるとともに、農林漁業者への尊敬の念を抱くことや、健全な食生活の実現など、様々な教育的な効果が期待されます。こうしたことから、さらに発展して農林水産業を手がかりとして現代の産業社会の実情と問題点にまで理解が及べば、教育ファームの取組がより意義深いものとなると考えられます。まさに“土を耕すことが心を耕すこと”につながると考えられます。

さらに、学ぶ目的を明確化し、その目的に必要なかつ具体的な取組・体験はどのようなものなのか検討の上実施することにより、多くの効果が得られると考えられます。例えば、手作業で時間をかけて行う昔ながらの方法や化学肥料や農薬を使用しない有機農業などには、長年培われた農作業の知恵や自然の仕組みなどを学ぶ教育的価値がありますし、機械を活用した農作業は、食料の安定供給、需要に応えられる生産などを学ぶ教育的価値があります。取組の目的に合わせて、昔ながらの方法を基本としつつ、機械を使った作業を見学してもらうなど、それら組み合わせて行うことも効果的であると考えられます。

このようなことから、全国の望ましい取組事例を把握し、その取組がなぜうまくいっているかというポイントを見出し、教育ファームを実施する目的、教育的な意義、それらの実現に必要な取組・体験を整理することによって、現場での応用が利くようにすることが重要です。これを事例集として全国に配布することによって、一定の質が確保された教育ファームが各地に広がっていくことが期待されます。

(2) 効果測定の実施

教育ファームに取り組んだ際、誰にどのような効果があるかが明確に検証されていないため、学校や保護者が授業時間を教育ファームに当てること、経済的な負担をすることに消極的になっている場合も見受けられます。これらを解決するためには、教育ファームを行うことの有効性について効果測定を行い、その結果を広く公表することが必要です。

自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性の理解が高まり、農林水産業への理解が深まったかどうか、食に関する関心や理解の増進につながったかどうか、ひいては残飯が減少した、好き嫌いがなくなったなどの効果測定を行うことが必要です。また、教育ファームに関心がない方にアピールするものとしては、学ぶ力、精神面、健康面の効果を数値により把握することが有効であり、すでに取り組んでいる方には、実践方法や取組内容とその成果との関係がわかるよう効果測定を行うことが有効であると考えられます。

具体的には、アンケートによる調査のほか、参加者の作文や絵などから心の動きを把握する方法があります。また、どういう体験をすれば参加者の行動がどう変わるのか、どの程度継続的に作業を行えば効果が上がるのかといったことを検証するため、参加者一人に調査員が一人付き、参加者が発する言葉、表情、行動の変化を観察し、分析を行うという方法も考えられます。子どもの場合は、体験をした子どもだけではなく、保護者へのアンケート等も行い、家庭に帰った後の変化についても分析を行うことも有効です。

また、効果測定を実施する場合には、第三者が客観的な調査を行うことも有効であると考えられます。

これらのことを踏まえつつ、各取組によって目的や地域条件の違いがあることを考慮し、まずは様々なモデル地区を設けて効果測定を行うことが必要と考えます。

2 教育ファームに取り組む者にとって必要な事項

(1) 研修の実施、マニュアルの作成

教育ファームの質を確保するためには、関係者に対する研修が必要です。研修の内容は、教育ファームの開設者である農林漁業者等に対するもの、教育関係者に対するもの及び地域として推進役やコーディネーター役となる市町村や農協等に対するものが必要です。

この研修は、ある程度統一した基準で行う必要があります。研修プログラム、教育ファーム実践者のためのガイドラインやマニュアルが必須となります。マニュアルについては、既存のものも参考にしながら、何を解決するためにどのようなマニュアルが必要なのかを整理・検討し、以下に示した内容を含めて、対象ごとに作成する必要があります。

①教育ファームの開設者となる農林漁業者等向け

- ・ 体験現場での留意点
- ・ 機械等の使用に当たっての安全対策
- ・ アレルギー性疾患のある者への対応方法
- ・ 保険の入り方
- ・ 参加者（特に子どもたち）への接し方

(特に学校と連携して取り組む場合に必要となるもの)

- ・ 授業の中で教育ファームの取組を行うための方法
- ・ 体験ごとに教育的効果を整理した作物別・教科別・目的別学習方法 等

②教育関係者向け

- ・ 教育ファームの意義
- ・ 授業の中で教育ファームの取組を行うための方法
- ・ 体験ごとに教育的効果を整理した作物別・教科別・目的別学習方法 等

③地域の推進役、コーディネーター向け

- ・ 推進役、コーディネーター役の役割
- ・ 教育ファーム関係者間のネットワーク化の方法
- ・ 教育ファームに参加したい者への情報提供の方法
- ・ 教育ファーム推進計画の策定の方法 等

これらのマニュアルを作成したり、研修を実施したりする際の注意点として、農林漁業者等向けや教育関係者向けには、教育ファームの目的である「自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について理解を深める」といった視点を取り入れることも必要です。例えば、作物を育てた後に、その作物を調理し、食べるといったことも含めた活動が重要です。学校での取組の場合には、特に食べること（例えば学校給食）と体験すること（例えば農林漁業体験）がつながりを持つような活動等に発展するマニュアルの作成や研修内容の充実を図ることが大切です。

地域として推進する立場にある市町村等の担当者向けには、大都市、地方都市、山間部、農村など、地域の条件によって展開方法に違いがあり、それぞれ地域に応じた方法を示す

ことも考慮に入れる必要があります。

また、これらに加えて教育ファームの一定の質を確保するための方法としては、研修・マニュアル以外に、一定の基準を設けて、その基準を満たす教育ファームを認証する制度などを設けることが考えられます。しかし、認証制度により門戸を狭める可能性もあります。現段階としては、教育ファームに取り組む数を増やし、教育ファームの環境を整備することを優先することが重要であるため、認証制度についてはその後の中期的課題として検討していくことが妥当と考えられます。その際は、酪農教育ファームですで行われている認証制度を参考にすることも考えられます。

(2) 体験する場の確保

学校等が教育ファームに適切な場を確保することは難しいため、地域で教育ファームを推進する組織が体験の場を仲介する役割を担うことも必要になります。また、そうした組織がない地域においては、市町村の担当部局や農業委員会などが教育ファームに取り組みたい方に対して、利用可能な農地の情報を提供することも有効です。

また、各個人が体験する場を探す場合、都市部ほど場の確保は難しい状況にありますが、下述のように、教育ファームの取組主体が一覧となったポータルサイトが設置されれば、条件にあった教育ファームを探すことも可能になります。限られた場を活用し、教育ファームに取り組む手法として、校庭にある花壇などを利用することも考えられます。そういった場合も、農業の実態や作業の「こつ」など農林漁業者から電話やFAX、電子メールなど何らかの形で指導を受ける必要がありますが、このような指導をしてくれる農業者をポータルサイトから検索し、取組内容を充実させることも可能になります。特に都市近郊においては、場を提供する立場の農林漁業者にとっても、体験農園として自ら耕作しつつ教育ファームの指導者となることで農地として受け継いでいけるといった道もあり、こうした点もアピールしていくことが必要です。

(3) 経費の負担

現状では、教育ファームに要する経費の多くを農林漁業者が負担している例が多いことから、関係者が経費をそれぞれ負担するという共通認識を醸成することが必要です。

まずは、農林漁業者等がボランティア的に負担している経費がどのくらいなのかを把握し、必要経費を明確に示すことが重要です。その上で、経費の負担について、地域ごとの特性も考慮に入れつつ、関係者がどのようにして負担していくのかという拋出方法の検討が必要と考えられます。料金がある程度体系化することも、体験者の経費負担に理解を求める手法の一つと考えられます。参加者の経費の負担の手法は、金銭的なものだけでなく、参加者が援農（農作業の手伝い）を行うといったお金以外での負担方法もあり、それぞれの取組主体に合った対応をすることが大切です。

さらに、行政からの経済的な支援は、教育ファームの取組を地域単位で広げるために効

果的な手法の一つではありますが、支援があるから体験活動を実施するという受け身的な取組となり、教育ファームのねらいが十分発揮されないといったことにならないよう注意する必要があります。また、行政の介入が地域の取組の妨げにならないようにそれぞれの取組主体の特徴を活かした支援を行うよう留意することも重要です。加えて、行政の支援が終了しても教育ファームの取組が継続したものとなるよう、その支援がなされている間に、経費面でも継続できる仕組みを関係者で作っていくことが必要です。

3 教育ファームを支援する組織の立ち上げ

教育ファームの取組を行っていく上では、関係者同士の連携が重要です。関係者のネットワーク化を図るためにも、今後、地域において多方面の関係者が加わった「教育ファーム運営協議会」（仮称）のような窓口となる組織を立ち上げることが考えられます。

こうした「教育ファーム運営協議会」（仮称）は、全国段階、都道府県段階、地域段階で順次設置され、参加を希望する人が教育ファームの情報が得られるよう、農林漁業者と教育ファームへの参加希望者とを結び付けるコーディネーター役を担うことが求められます。具体的に、この全国段階での協議会で実施することが期待される事項としては、

- ①教育ファームに関する問い合わせに対応する相談窓口の設置
- ②教育ファームを実施する主体の具体的な取組内容が一覧となったポータルサイトの設置・運営
- ③教育ファームの認知・理解を高めるためのシンポジウム等の開催
- ④教育ファームの取組主体を対象とした研修会の実施
- ⑤教育ファームの取組主体向けのマニュアル、教材、事例集の作成
- ⑥教育ファームの取組主体間のネットワーク化
- ⑦教育ファームを推進する行政機関向けの研修会の実施

などがあげられます。

これらの取組を実施する際には、全国段階、都道府県段階、地域段階の協議会においてどのような役割を担っていくのかを検討することや、すでに取り組みされている他のポータルサイトやマニュアルなどを参考に進めていくことも必要です。

また、こうした組織を立ち上げる際には、地域における連携だけではなく、農林水産省、文部科学省を始めとする幅広い関係府省等との連携も欠かすことができないと考えられます。

4 その他

教育ファームの趣旨を、参加者により理解してもらうためには、自然の厳しさや農家の苦勞、食べる喜びを感じてもらふことにつながるよう、できるだけ多くの体験を行うことが望ましいと考えられます。したがって、「農林漁業者など実際に業を営んでいる者による指導を受けて、同一人物が同一作物について2つ以上の作業を年間2日以上期間行う」

という現在の定義を、基本としつつ、さらに多くの生産工程にも携われるよう努めることや、農林漁業体験活動から得られるものを調理して食べるといった体験に発展させることを奨励することが大切です。また、酪農や漁業体験のように一日で複数の作業を体験することができる分野については、年間2日以上という条件の例外とすることを検討する必要があります。

IV おわりに

今回の中間論点整理の取りまとめに当たっては、本「教育ファーム推進研究会」での議論に加え、農林水産省による現地検討会（教育ファームを実践している取組主体との意見交換会）での関係者からの意見などを踏まえつつ、整理しました。

今後、さらに教育ファームを全国に展開させていくためには、さらなる検討を行う必要があります。今回取りまとめた中間論点整理についてパブリックコメントの募集を行い、広く国民の方々からの意見を求めることとします。

「教育ファーム推進研究会」は、教育ファームの取組が全国に広がることにより、多くの方々が高齢者への理解を深め、健全な食生活を実践し、心と身体の健康を保つことにつながることを、日本の農山漁村が元気になることを願いながら話し合いを進めてきました。教育ファームの取組がより充実したものとなるよう、今後も論議を深めていくこととします。

食育基本法、食育推進基本計画における 教育ファームの位置づけ

○食育基本法（平成17年法律第63号）教育ファーム関連箇所（抜粋）

第1章 総則

第11条

- 2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

○食育推進基本計画（平成18年3月決定）教育ファーム関連箇所（抜粋）

第2 食育の推進の目標に関する事項

2. 食育の推進に当たっての目標値

(7)教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加

食に関する関心や理解の増進を図るためには、農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供することが重要である。このため、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とし、一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファームの取組が計画的になされている市町村の割合の増加を目標とする。具体的には、平成17年度に42%となっている割合（市町村、学校、農林漁業者等様々な主体が取り組んでいる市町村）を踏まえ、市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合を平成22年度までに60%以上とすることを目指す。

第3 食育の総合的な促進に関する事項

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化

(2) 取り組むべき施策

(農林漁業者等による食育推進)

農林漁業に関する体験活動は、農林水産物の生産現場に関する関心や理解を深めるだけでなく、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等に関する理解を深める上で重要であることから農林漁業者やその関係団体は学校、保育等の教育関係者と連携し、酪農等の教育ファーム等農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供するよう努める。

なお、これらの活動を支援するため、国や地方公共団体において必要な情報提供等を行う。

18消安第163号

平成18年4月12日

関東農政局長 殿

消費・安全局長

様々な主体が連携した「教育ファーム」推進のための計画策定について

食に関する関心や理解の増進を図るためには、農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供することが重要である。平成17年7月に施行された食育基本法第16条第1項に基づき、平成18年3月31日に作成された食育推進基本計画には「自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とし、一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファームの取組が計画的になされている市町村の割合の増加」が目標として掲げられた。

このため、生産から消費に至る各段階における食育を推進する一環として、地域における教育ファーム推進計画の策定について別紙の通り定めたところである。つきましては、このことについて御了知の上、各地域における積極的な策定を促し、教育ファームの取組を推進するよう指導をお願いします。

なお、貴局管内の都道府県知事、地方農政事務所、関係団体等については、貴職より通知されたい。

(別添)

教育ファーム推進計画の策定について

第1 趣旨

食に関する関心や理解の増進を図るためには、農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供することが重要です。平成17年7月に施行された食育基本法（平成17年法律第63号。以下「基本法」という。）第16条第1項に基づき、平成18年3月31日に作成された食育推進基本計画（以下「基本計画」という。）には「自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とし、一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファームの取組が計画的になされている市町村の割合の増加」が目標として掲げられました。具体的には、教育ファームの取組を効果的に進める上で、市町村、学校、農林漁業者等様々な主体の連携が重要であることに鑑み、教育ファームを推進するための計画を策定の上、これらのうち2つ以上の主体が教育ファームの取組を進めている市町村の割合を、平成22年度までに60%以上とすることを目標としています。

このため農林水産省では、関係府省と連携して生産から消費に至る各段階における食育を推進する一環として、地域における教育ファーム推進計画の策定について以下の通り定め、各地域における教育ファームの取組の促進を図ることとします。

第2 教育ファームの定義

本通知で言う「教育ファーム」とは、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組をいいます。なお、一連の農作業等の体験とは、農林漁業者など実際に業を営んでいる者による指導を受けて、同一人物が同一作物について2つ以上の作業を年間2日間以上の期間を行うものとします。

対象作物としては、米、野菜、果実、畜産物、魚介類、きのこなどとなりますが、これらの作物と併せて、情操教育の観点より花きも推奨します。

第3 教育ファーム推進計画主体

教育ファーム推進計画の策定主体（以下「計画主体」という。）は市町村、農林漁業者等（農林漁業者のほか、農林漁業に関する団体、NPO等市民団体）とします。

第4 教育ファーム推進計画の内容

- 1 教育ファーム推進計画の策定に当たっては、市町村、学校、農林漁業者等の2つ以上の実施主体の役割を明記して下さい。
- 2 地域の実情に応じて、次に掲げる事項を含むようにしてください。
 - (1) 目的/目標
 - (2) 実施内容（対象作物、体験内容、実施プログラム等）
 - (3) その他
- 3 計画主体は、教育ファーム推進計画の内容が地域の要望を踏まえたものとなるように十分留意して下さい。
- 4 教育ファーム推進に関する計画を既に策定している場合には、第4の1及び第4の2に示した内容を含んでいる場合のみ、その計画を教育ファーム推進計画と見なします。また、基本法に基づき作成される市町村食育推進計画において、同内容を含んでいる場合についても、教育ファーム推進計画を策定したと見なします。
- 5 計画主体は、教育ファーム推進計画を地域の実情等に応じて毎年見直しを行い、必要に応じて変更を行ってください。
- 6 都道府県は、教育ファーム推進計画を策定しようとする計画主体に対し、必要に応じて助言を行ってください。

第5 教育ファーム推進計画の範囲

計画の範囲は、市町村とします。市町村より広範囲の計画を策定した場合においては、市町村ごとの第4の1及び第4の2の内容を明らかにした場合のみ、その市町村での教育ファーム推進計画と見なします。

第6 教育ファーム推進計画の策定期限

平成22年度までに教育ファームの取組が実施できるよう作成されることが望まれます。

教育ファームの取組（市区町村）の状況

参考3

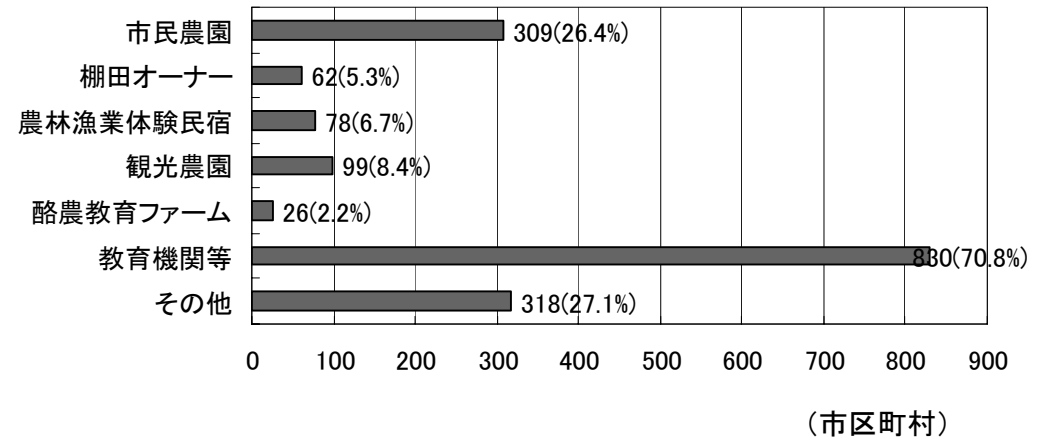
○全国の市区町村（平成18年2月6日現在）における平成17年度の教育ファームの取組状況については以下のとおり。

- ・自ら実施又は支援している市区町村；全体の約6割（1,172市区町村）
- ・その形態について最も多かったのは、学校等の「教育機関等」（830市区町村（70.8%））

・市区町村が自ら実施又は支援している教育ファームで扱っている作物等

- 第1位 米（883市区町村（75.3%））
- 第2位 野菜（793市区町村（67.7%））

○ 教育ファームの取組形態（複数回答）

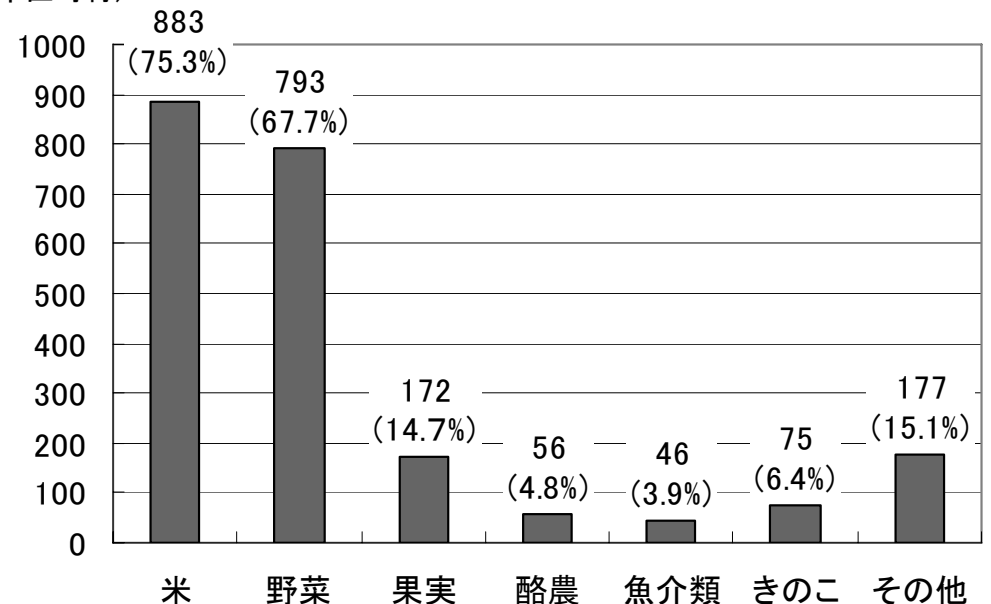


資料：農林水産省「農林漁業体験学習の取組（教育ファーム）実態調査結果」（平成18年2月公表）

注：調査は、平成17年度中の取組について、全国の2,042市区町村（平成18年2月6日現在）を対象に実施し、回収した2,040市区町村について取りまとめた結果である。（以下同じ。）

○ 教育ファームで扱っている作物等（複数回答）

(市区町村)

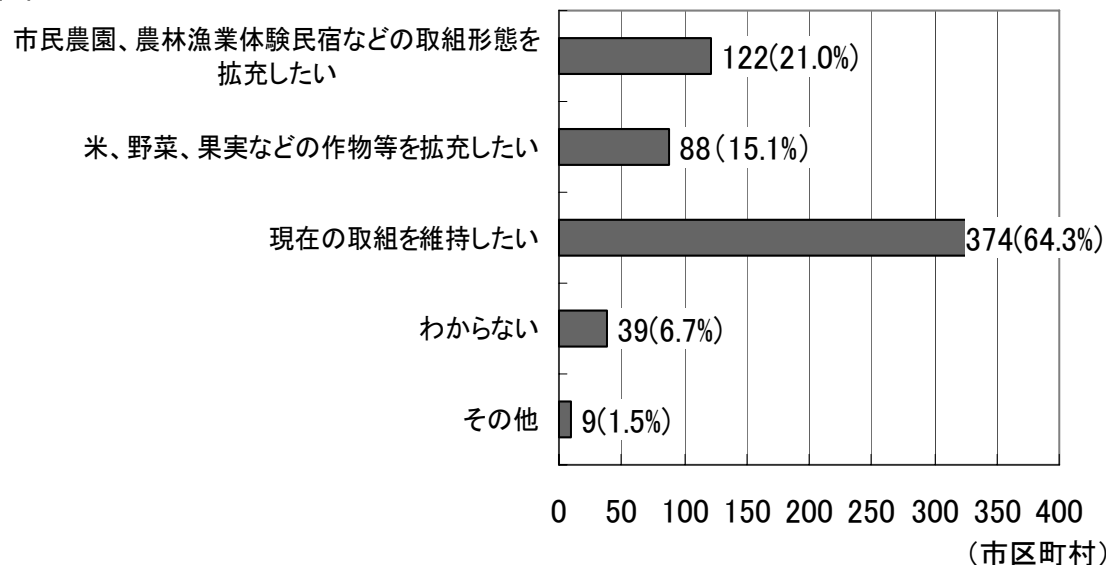


資料：農林水産省「農林漁業体験学習の取組（教育ファーム）実態調査結果」（平成18年2月公表）

・自ら教育ファームの取組を実施している582市区町村の意向として最も多かったのは、「現在の取組を維持したい」(374市区町村(64.3%))

○ 教育ファームの取組意向

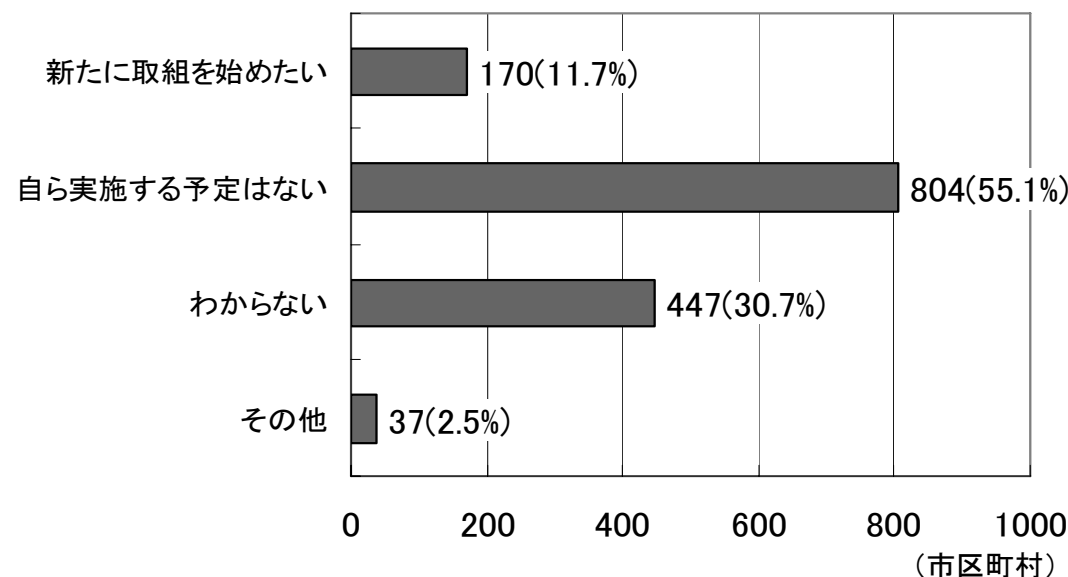
(1)教育ファームの取組を自ら実施している市区町村(複数回答)



資料:農林水産省「農林漁業体験学習の取組(教育ファーム)実態調査結果」(平成18年2月公表)

・自ら教育ファームを実施していない1,458市区町村の意向として最も多かったのは、「自ら実施する予定はない」(804市区町村(55.1%))

(2)教育ファームの取組を自ら実施していない市区町村(複数回答)



資料:農林水産省「農林漁業体験学習の取組(教育ファーム)実態調査結果」(平成18年2月公表)

都道府県食育推進計画における教育ファームに関する記載例 (該当部分抜粋)

【宮城県】宮城県食育推進プラン

7 食育推進の目標

(6) 食育の推進

◇教育ファームの取組がなされている市町村及び農業体験学習に取り組む小中学校の割合の増加

食に対する関心や理解を深めるためには、農林水産物の生産・加工に関する体験活動を実施することが有効な手段であることから、教育ファームの取組がなされている市町村の増加や農業体験学習に取り組む小・中学校の割合の増加を目標とします。

項目	現状値(H17)	目標値(H22)
教育ファームの取組がなされている市町村	29市町村	36全市町村
農業体験学習に取り組む小・中学校の割合	68%	73%

※教育ファームの取組に係る調査時点(H18.2.6時点)での市町村数は43市町村である。

【山形】夢未来やまがた食育計画

5. 県民一丸となった「やまがた」における食育（夢未来やまがた食育宣言）

(1) 食育を推進するための施策の方向性

③夢未来やまがた食育計画の数値目標

この計画を着実に推進し、基本目標を実現するため、数値目標を設定する。
なお、この数値目標は毎年進行管理を行うものとする。

項目	数値目標	
	現 況	平成22年度
食育の言葉も意味も知っている 県民の割合	45%	70%
食育の推進に関わるボランティアの 数の増加	—	現状値の20%以上
市町村食育推進計画の策定	0%	50%以上
子どもの朝食欠食率	H17(小1)3.1% (小5)6.5% (中2)13.0%	それぞれ半減
メタボリックシンドロームを 認知している県民の割合	—	80%以上
「食事バランスガイド」等を参考に 食生活を送っている県民の割合	—	60%以上
食の安全・安心に関する リスクコミュニケーション(意見交換会) の開催	参加者数 H18 270人	H19 290人 H20 310人
学校給食における地場産物活用割合	H16 25.5%	30%以上
教育ファームの取組がなされている 市町村数	—	60%以上

【栃木県】とちぎの食育元気プラン

V 施策の展開

1 食を大切に作る心の醸成

(1) 食に関する体験活動の促進

主な指標

指標名	基準年(H17)	目標年(H22)
教育ファームに取り組む市町村 ^{※2} の割合	56.8%	80%
市民農園総区画数	2,937区画	5,000区画

※2 市町村、学校、農林漁業者等様々な主体のうち、2つ以上の主体が教育ファームに取り組む市町村

主な施策

食に関する体験機会の拡大

- ◇ 米、野菜、きのこ等を対象作物に、市町村や農林業者などが一連の農作業等の体験機会を提供する「教育ファーム」の取組を促進します。
- ◇ 地域の農業者等との連携を図りながら、学校農園等を活用して保育所・幼稚園や学校における農業体験などを推進します。
- ◇ 農業団体による農業体験教室や料理教室の開催など、食農教育の取組を促進します。

【東京都】東京都食育推進計画

第4章 具体的な施策の展開

2 食の生産現場との交流と体験の場をつくる

食の生産とふれあう機会の少ない東京の子どもたちが、生産体験や生産者との交流体験などの学習ができるよう、関係者が連携協力して講師の育成や生産体験の場の整備と受入れ、情報交換などの仕組みづくりを進める。

また、農林水産系の試験研究機関や教育ファームなどを利用して、情報の発信、体験学習の講師の育成、体験と交流の場づくりなど総合的な食育を推進する活動の中核となる拠点機能を充実させる。

【山梨県】やまなし食育推進計画

第4章 食育の推進

3 重点目標

重点目標3 「食」に対する感謝の気持ちを醸成しよう。

取組方向

農林畜水産業の生産現場を知らない人が増え、「食」の大切さ、「生命」の大切さ、安全な農林畜水産物生産のための生産者の努力が忘れられ

がちとなっているため、農林畜水産業の生産現場を実際に体験・経験する機会や生産者との交流の機会を促進するための取組を推進していくとともに、市町村における教育ファームの推進を支援していきます。

数値目標

指 標	基準値	目標値(平成22年度)
学校給食における県産食材の使用割合(重量ベース)	平成16年度 31.7%	35%以上
教育ファームの取組がなされている市町村の割合	— %	60%以上

5 具体的施策

(3) 地産地消の推進と食育の県外への発信

イ 生産者と消費者の交流の促進

(中略)

- 市町村や農業者等が行う「教育ファーム推進計画」の策定を支援し、農業者等による一連の農作業体験等の機会を提供します。

【静岡県】静岡県食育推進計画

第4章 基本的施策及び具体的な取組

基本的施策2 食をつくる機会の充実

[目標値]

指 標	現 状 値	目 標 値	備 考
調理体験を実施している幼稚園・保育所の割合	80.3% (平成18年) (参考値)	100%	給食施設実態調査
教育ファームの取組がなされている市町の割合	47% (平成17年)	60%以上	農林水産省「農林漁業体験学習の取組(教育ファーム)実態調査」

<2-2 農作業等を体験する機会の提供>

2-2-1 農林水産業や食への理解を深める体験講座の実施 (子)

命をはぐくむ食とそれを生み出す農林水産業・農山漁村の大切さについての県民の理解を深めるため、食農学習ボランティア等を活用し、農作物等の生産から、調理・加工して食べるまでの一連の体験機会を提供します。

2-2-2 市町、農林漁業者等が運営する「教育ファーム」の推進 (子)

「教育ファーム」の取組を推進し、市町、農林漁業者、学校等が実施主体となり、農林漁業者を指導者とした食の生産等に関する一連の体験機会を提供します。

2-2-3 市民農園の活用推進

野菜等を自ら育て、収穫する喜びを感じるとともに、健康や食の安全・安心に対する意識向上が図られるよう、市民農園の開設を推進します。

2-2-4 学校・保育所等における農作物の栽培体験の実施 (子)

農作物の栽培を体験することで、子どもが食べ物の育ちを知り、自然の恵みに感謝の気持ちを持つよう、栽培体験の機会の積極的な実施を学校・保育所等に働きかけます。

2-2-5 生産者団体等が実施する食育活動の支援

農林水産業の生産現場における体験活動や、農林水産業と食の大切さについての理解の促進を図る活動を展開する生産者団体等の取組を支援します。

※「(子)」は、対象に子どもが含まれる施策

【京都府】京都府食育推進計画

7 計画の目標

【数値目標の説明】

	事項	現状	目標 (平成22年度 まで)	説明
				根拠の統計等
(6)	農林水産業・食品製造の状況を消費者が学習できる農場・工房等の施設がある市町村の割合	67% ※	80% 以上	<p>「食」への感謝が薄らいでいると言われる現代、子どもから大人までが、農林水産業や食品製造業に携わる人々の苦労や努力を肌で感じ、「食」への関心や理解を深めることが必要である。そのためには農場や工房等で、生産や加工等の体験や学習ができる場を提供し、「食」に対する知識の醸成をはかり、「食」の大切さを身をもって体感できる環境づくりをしていかなければならない。このため体験学習が可能な農場や工房等のある市町村の割合を80%以上とすることを目指す。</p> <p>※農林水産省「農林漁業体験学習の取組(教育ファーム)実践調査」(平成18年2月)より京都府分を抜粋(「教育ファーム」に取り組む市町村数割合。「教育ファーム推進計画」の策定有無は問わない。)</p>

【沖縄県】沖縄県食育推進計画

第4章 施策の展開

4. 食育の普及啓発、連携協力・支援の推進等

2 具体的な取り組み(各論)

(5) ボランティア活動等への支援

食育の推進に当たっては、栄養・食生活について専門的知識を備えた栄養士会等の職能団体と地域のボランティア団体等が連携して多面的な活動を推進する必要があります。(中略)

さらに、ボランティア間のネットワーク化や教育ファームなどの設置促進など、ボランティアの活動支援に向けた取り組みを推進します。

5. 生産者と消費者の交流促進等

2. 具体的な取り組み(各論)

(2) 農林水産業・農山漁村ふれあい体験

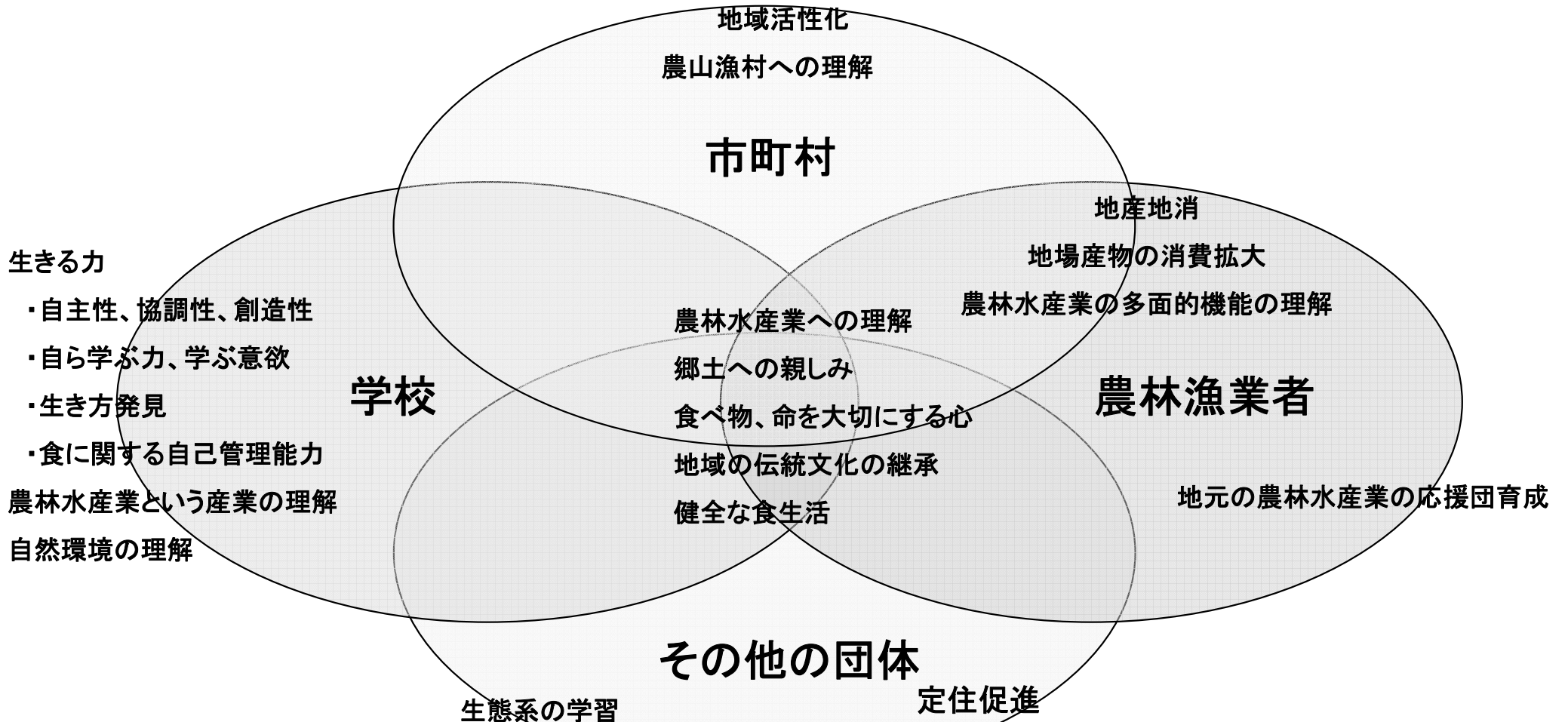
農林水産業・農山漁村に直にふれる機会を促進させるため、子どもを中心とした農林水産業体験活動の受入体制づくりの促進、ふれあいツアーや教育ファームなど農林漁業者における体験学習会、農山漁村におけるグリーンツーリズム等の活動促進に取り組めます。

(中略)

イ 教育ファーム：農林漁業者などが植付から収穫までの一連の作業体験の機会を提供する教育ファーム設置促進。

教育ファームについては、市町村、学校、農林漁業者、その他の団体といった様々な取組主体により実施されているが、取組主体ごとにその活動の狙いは様々である。そのような中で、関係者の共通認識を持つことが重要である。

○取組主体別教育ファームの活動の狙い



構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

喜多方市

2 構造改革特別区の名称

喜多方市小学校農業教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

喜多方市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 喜多方市の概要

本市は、福島県の北西部、会津盆地の北部に位置し、平成18年1月4日に5市町村が合併して成立した市で、行政面積554.67k㎡、人口55,949人(平成18年8月末現在、住民基本台帳人口より)を有する。

自然環境に恵まれた地域でもあり、西北部には2,000m級の飯豊連峰、北部から東部にかけては磐梯山や雄国山などの1,000m級の急峻な山々が連なり、市域の中心部から南部にかけては、平坦な地形で市街地を囲むように田園地帯が広がっている。また、本市の南端には阿賀川が貫流し、山林地帯から発する支流を集め、下流において只見川と合流し、山間地域を蛇行しながら新潟県へと流れている。

本市の産業は、稲作を基幹作物とする農業が中心となっていたが、近年は雄大な自然、蔵や文化財、ラーメンやソバなどを資源とした観光産業が伸展してきている。また、良質な水と米をもとにした酒造業、桐材加工や漆器などの伝統的な産業も見られる地域である。

(2) 喜多方市の農業

本市の農業は、盆地特有の高温多湿な気候を生かした水稻栽培が中心であり、特に高い評価を得ている「コシヒカリ」「ひとめぼれ」など銘柄米が多く作付けされている。園芸作物については、県内有数の生産量を誇るグリーンアスパラを筆頭に、キュウリ、トマト等の促成栽培が盛んであり、転作田を活用したソバ、大豆等の栽培とそれらの加工販売等の取り組みも行われている。

しかし、全国的な傾向である農業従事者の高齢化や農家数の減少が本市でも進行しており、耕作放棄地が拡大し農地の荒廃が目立つようになってきている。

そこで、本市ではソバオーナー制度や修学旅行生を対象とした農業体験、農産物の直販などグリーンツーリズム事業による都市住民との交流、農業生産法人以外の法人の農業経営参入による遊休農地の活性化を図るアグリ特区の取り組みなど、農業振興ための施策を市の重点施策として展開している。

(3) 市立小・中学校における農業体験学習等の現状

平成 15 年度より、喜多方地区の小・中学校 13 校では、「種蒔き→管理→収穫→調理・加工・食べること」の一連の活動を実施する食農教育を教育課程に位置づけ、各校の実態や特色を生かした教育活動を実施すると共に、市食農推進委員会を設置し小・中学校への支援と関係諸機関との連携強化を図ってきた。

また、農作物の有機栽培や減農薬栽培が盛んな熱塩加納地区においては、地域住民や J A の支援を受けながら、小学校 2 校及び中学校で、有機農法による水稻栽培を教育活動として行ってきた。

このような実態を踏まえ、合併後の平成 18 年度においては、市内 22 校の小学校と 7 校の中学校において、食農教育の充実を図ると共に、食育教育や学校給食への地元農産物の導入推進など、学校教育と農業との融合を図る取組を進めてきた。

(4) 児童・生徒の農業との関わり

(児童・生徒の農業に関するアンケート結果から：平成 18 年 8 月実施)

農業が主要産業の一つとなっている本市においては、市街地の小・中学校を除いて、児童・生徒の家庭の 90%以上が、全市的には 64%が家庭菜園も含め、何らかの形で農作物を栽培している。

農作物を栽培している家庭においては、児童・生徒の 65%が「よく手伝いをする」「ときどき手伝いをする」と答えており、特に小学校低学年においては 80%前後の児童が何らかの形で手伝いをしているという結果であった。しかし、学年が進むにつれ、その割合が減少し、部活動や家庭学習等で時間の取れない中学生においては、約 40%と小学校低学年と比較して半減してしまうという結果であった。

「作物を育てるのが好きか」という設問に対しては、小学校においては「好き」「どちらかというが好き」と答えた児童は 71%おり、「どちらかという嫌い」「嫌い」と答えた児童はわずか 7%であった。一方、中学校においては、「好き」「どちらかというが好き」と答えた生徒が 23%、「どちらかという嫌い」「嫌い」と答えた生徒が 18%であった。

小学校 6 年生と中学校 1 年生とを比較した場合、「好き」「どちらかというが好き」が 61%から 25%に激減していることや、「どちらかという嫌い」「嫌い」が 7%から 18%に倍増していることは、小・中学校における系統的・計画的な農業体験の実施の必要性を示唆する結果であると考えられる。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 学校教育現状

現在、児童・生徒の規範意識や社会性の希薄化、不登校の増加、自律心や学ぶ意欲の低下、生活習慣の乱れなど、21世紀を担う児童・生徒を取り巻く問題が深刻化し、社会全体に大きなかげを落としている。

そのため、学校現場においては「豊かな心の育成」「個に応じた教育」「授業の質的改善」等に取り組み、一定の成果は上げているものの、根本的な解決には至っていないのが現状である。

(2) 農業の教育的効果

農業は、「土を耕し、種をまき、いのちを育み、いのちをつなぐ」という人間にとって最も基本的な活動であり、半世紀前までは都市部を除き、全国各地で当然のこととして行われてきた営みであり、多くの子どもたちはその日常的な風景の中から様々なことを学んできた。

しかし、現在では農作物の生産現場を直接見たり係わったりする機会が少なくなったため、児童・生徒は農業から多くのことを学ぶことができなくなってしまった。

そこで、農業のもつ教育的効果をあらためて考えてみると以下のようなことがあげられる。

① いのちについて学ぶ

農業活動を通して、農作物が成長していくことを実感させ、農作物が単なる食べ物ではなく、「生きるもの」であることを理解させることができる。

さらに、人間は「生きるもの」であるところの食べ物により日々のいのちをつないでいることに気づかせ、「いのちといのちの関わり合い」や「いのちの大切さ」について理解を深めさせることができるものと考えられる。

② 共生や思いやり、環境について学ぶ

農業活動を通して、水田や畑は作物を育てる場であると同時に、多くの生き物が生まれ生活する場であることに気づかせ、人間が様々な生き物と共に生きることの大切さを理解させることができる。

また、自分以外の様々な生き物のことを考えたり思いやったりすることを通して、様々な生き物が共に生きることの大切さを学ぶことができるものと考えられる。

③ ゆとりや持続性・耐性を育む

農作物を育てることはすぐに結果の出ることではなく、数ヶ月にわたって世話を続け結果が出るものである。本来教育にとって重要なことである「ゆとり」を持った取組が農業活動の中では可能であると考えられ、その中で意欲を持続させたりつらい仕事に耐えたりすることなどを通して、持続性や耐性を育てることができるものと考えられる。

④ 想像力や判断力・実践力を育む

農業は自然が相手であり、一生懸命世話をしても天災によってその努力が踏みにじられたり、作物に良いことと考え水や肥料をやり過ぎれば場合によ

っては枯れてしまうこともある。常に、実がなる将来を予測し計画的に世話をしたり、不慮の自然現象を予測しその対策を考え実行したりすることを通して、農業に必要な知識を習得させ、想像力や判断力、実践力を育むことができるようになるものと考えられる。

(3) 地域の特色を生かした教育活動の展開

農業が主要産業の一つとなっている本市では、市街地の小・中学校を除いては保護者や地域住民の中に農業に携わる方が多く見られる。また、児童・生徒の中にも時間的な長さは異なるものの、家庭において農作業の手伝いをするなど農作物の栽培に関わっているものも少なくない。

このような環境のもと、保護者や地域住民の方々の支援を受けながら、本格的な農業活動に取り組むことは比較的容易なことであり、児童にとっても取り組みやすい活動であると考えられる。

また、開かれた学校や学校と地域との連携を具現化するためには、有効な活動であると考えられる。

以上のことから、小学校において本格的な農業活動に取り組むことにより、前述した教育課題の解決や本市の農業のよき理解者・支援者となり得る児童・生徒の育成が図られることを期待するものである。

なお、中学校においては、部活動や高校受験等を考慮して、当分の間実施を見合わせることにし、平成 21 年度に予定している事業見直しの際の検討課題とすることとした。

6 構造改革特別区域計画の目標

小学校における「農業科」においては、「なすことによって学ぶ」精神に基づき、農作業の実体験活動を重視した教育を展開する。

(1) 豊かな心の育成

児童は、好き嫌いだけで食べ物を残したり無造作に捨てたりしがちである。農業科においては、農作物は単なる食物ではなく、「いのちあるもの」であり「人のいのちをつなぐ大切なもの」であることを学習していく。その中で「いただきます」や「もったいない」など日常生活の中で使われている言葉の意味について考えさせ、人として必要な感謝の気持ちや慈しみの心を育てていく。

また、水田や畑に生きる様々な生物と関わり合うことにより、人間を含め多くの生き物が共に生きる環境とは何か、そのためにはどのようなことが必要かなど、自己中心的な考え方をしやすい児童に、様々な立場に立って考えて行動することの大切さに気づかせる契機を与えるようにする。

このように、農業活動という直接的な体験を契機に、様々な面から児童の暮らしぶりを見つめ直させ、豊かな心の育成を図っていく。

(2) 社会性の育成

農業科においては、種をまき、苗を育て、植え付けをし、水や肥料の管理、

除草、収穫、調理・加工という一連の活動を通して学習を進めていく。徐々に成長していく作物は、児童にとってかけがえのないものであり、そのいのちは児童の手に委ねられている。

このような環境のもと、児童は自分の責任を自覚し、世話をして農作物を育てていくことになる。農作物の栽培は、すぐに結果の出ることではなく、数ヶ月にわたって世話を続けることにより良い結果が出るものであり、得られる結果は、児童一人ひとりの努力がそのまま形となって現れるものである。

このように、数ヶ月にわたる農作物栽培という具体的な体験を通し、児童に責任感を持つことや努力することの必要性を徐々に気づかせ、目標に向かって取り組むことの大切さ、嫌なことや辛いことでも続けることの意味を理解させ、現代の児童に欠如しがちな社会性の育成を図っていく。

(3) 主体性の育成

より良い作物を収穫するためには、事前に栽培する作物について調べ、その栽培方法や土壌・天候等の自然について学ぶことが必要であり、栽培過程においても、その時々々の作物の様子をよく観察し、疑問点を調べたり専門家の指導を受けたりすることが必要となる。

一定の目標を設定し計画を立てて取り組み、その時々々に必要な対応策を考える過程には、今求められている主体的な学習意欲や取り組む態度が必然的に育成されるものと考えられる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- 農業科の学習を通して、児童の意欲や主体性などの精神面に変化を与え、その変化により地域における学校の信頼関係が回復され、地域と学校の結びつきがより深まることが期待できると考えられる。
- 従来、小・中学校で行われてきた農業の体験活動の実施では、保護者や祖父母、地域の農業従事者やJA職員など、数多くのボランティアの方々の支援を受けてきた。農業科の実施においては、さらに地域のボランティアの方々との連携が必要となり、一層地域に開かれた学校を実現できるものと考えられる。
- 農業科の学習を通して、児童の農業に対する意識の変革を促進し、本市の農業に対する誇りを持たせると共に、将来の農業のよき理解者や支援者となり得る児童を育成することにより、農業振興に寄与することができるものと考えられる。

8 特定事業の名称

番号(802) 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

9 構造改革特別区域において実施又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 喜多方市小学校農業科委員会の設置

市教育委員会担当者及び実施校担当者，JA職員，市農業委員会事務局職員市校長会代表者等からなる「喜多方市小学校農業科委員会」を設置し，小学校農業科のあり方や指導計画等の改善を図っていく。

(2) 喜多方市小学校農業科テキスト作成委員会の設置

市内小学校教員等からなる「喜多方市小学校農業科テキスト作成委員会」を設置し，平成20年4月の配布をめざして，農業科の主たる教材となる「農業科テキスト」の編集及び作成を行なう。

(3) 農業科支援員の配置

農業科を新設する小学校には，日常的に作物や実習園の管理，教員及び児童への指導援助等を行う農業科支援員を，市の経費負担により配置し，各校における農業科の学習が円滑に進められるようにする。

別紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容，実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

喜多方市立熱塩小学校
喜多方市立熊倉小学校
喜多方市立堂島小学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成19年4月1日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

喜多方市

(2) 事業が行なわれる区域

喜多方市の全域

(3) 事業の実施期間

平成19年4月1日より下記5(2)の教育課程の基準によらない部分が教育課程の基準内になるように学習指導要領が改訂されるまでとする。

(4) 事業により実施される行為や整備される施設などの詳細

喜多方市内の実施を希望する小学校において、3年生から6年生までの教育課程に「農業科」を新設する。

農業科の年間授業時数は、各学年とも35時間（あるいは45時間）とし、総合的な学習の時間の移行により確保する。

また、授業時数については、毎年度農業科の学習の評価を行い、授業時数を検討していく。なお、評価内容及び評価方法については、喜多方市小学校農業科委員会を設置し、検討を行い決定するものとする。

年間指導計画については、喜多方市教育委員会小学校農業科指導要領に基づき、各学校の実態や特色を生かして各学校で作成するものとする。なお、農業科で使用するテキストについては、喜多方市小学校農業科テキスト作成委員会で作成し、各校に配布するものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 取組の期間

平成 19 年 4 月 1 日から「農業科」を新設し実施する。

また、特例措置の適用の効果を一層高め、農業科学習の充実を図るため、喜多方市小学校農業科委員会において毎年度本取組の効果の検証を行ないながら、教育課程の見直しを図っていく。

(2) 教育課程の基準によらない部分

- ① 学校教育法施行規則第 24 条 1 項で規定する教科の他に、小学校 3 年生から小学校 6 年生まで「農業科」を加える。
- ② 学校教育法施行規則第 24 条 2 項で規定する授業時数を改める。
小学校 3 年生から小学校 6 年生までの農業科の年間授業時数を 35 時間（あるいは 45 時間）とし、総合的な学習の時間から移行する。
- ③ 学校教育法施行規則第 25 条で規定する内容に加え、「農業科」の教育課程を編成する。

(3) 計画初年度の教育課程の内容等

① 実施内容

a 農業科の設置

喜多方市内の実施を希望する小学校において、小学校 3 年生から小学校 6 年生までの教育課程に「農業科」を新設する。

農業科の授業時数は、小学校 3 年生から小学校 6 年生まで 35 時間（あるいは 45 時間）とし、総合的な学習の時間からの移行により確保する。

b 農業科の内容

これまでも、市内の小学校においては、総合的な学習の時間の中で年間 10 時間程度の農作物栽培活動に取り組んできているが、その内容は農作業の一部の体験でしかなかった。

そこで、「農業科」を新設し、週 1 時間程度農業活動に充てる時間を確保し、「土作り→種まき→植え付け→除草・肥・水の管理→収穫→加工・調理」という一連の活動を通して、農業のもつ教育的価値を活かした学習を進め、児童の「豊かな心」「社会性」「主体性」等の育成をめざすものである。

c 教育課程年間授業時数

〈学校教育法施行規則に定められる標準授業時数〉

区 分	各教科の授業時数									道徳	特別活動	総合的な学習	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育				
第1学年	272		114		102	68	68		90	34	34		782
第2学年	280		155		105	70	70		90	35	35		840
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	105	910
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	105	945
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	110	945
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	110	945

〈平成19年度教育課程年間授業時数〉

区 分	各教科の授業時数									道徳	特別活動	農 業	総合的な学習	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育					
第1学年	272		114		102	68	68		90	34	34			782
第2学年	280		155		105	70	70		90	35	35			840
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	35	70	910
												45	60	
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	35	70	945
												45	60	
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	35	75	945
												45	65	
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	35	75	945
												45	65	

※ 小学校3年生から小学校6年生までの農業科及び総合的な学習の時数については、上段が実施希望校の熊倉小学校及び堂島小学校の時数、下段が熱塩小学校の時数である。

② 農業科の目標及び内容について

a 目標

「なすことによって学ぶ」精神に基づき、農作業の実体験活動を重視した教育を展開する。

ア 農作業の実体験を通して、自然の係わり合いの複雑さについて理解し、他の生き物と共存することの大切さを理解することができるようにする。

イ 農作業の実体験を通して、食べることの意味を理解し、生命の大切さを理解できるようにする。

ウ 農業に必要な気象、土壌、生物等の基本的な知識を習得すると共に、将来を予測し、計画的に農業に取り組むことができるようにする。

b 農業科の実施の方針

ア 体験的な学習を重視し、土に親しむということを中心に農業についての学習を進めるようにする。

イ 教科指導との関連を図りながら、気象、土壌、生物等についての基本的な知識を習得できるようにする。

ウ 3・4年生では、主として農作業を中心に学習を進め、5・6年生において「健康」や「生命」いわゆる「食育」との関係について学習を進めるようにする。

エ 5・6年生では、記録をとりながら将来を予測し、計画的に農業に取り組む基礎的な力を養うことができるようにする。

オ 農業科の時間は、直接的な農作業体験の時間とし、「生命の尊重」「健康」「環境」「食物」などに関する事柄は、各教科や道徳、特別活動との関連の中で指導する。

カ 地域との連携を重視し、地域のボランティアの支援を受けながら活動に取り組む。

c 各学年の指導内容

ア 小学校3年生

1年間の農作業の体験を通して、継続して作物の世話をすることの大切さを学ぶことができるようにする。

イ 小学校4年生

農作物を育てるためには、土作りや苗作り、除草等個々のきめ細かな作業が大切であることを理解できるようにする。

ウ 小学校5年生

1年間の農作業を通して、食と健康との係わりについて学習し、食を守るための農業の大切さについて理解することができるようにする。

エ 小学校6年生

1年間の農作業を通して、自然界には様々な生命が息づいていることや環境を守りながら自然と人間が共生することの大切さを理解することができるようにする。

d 実施の方法

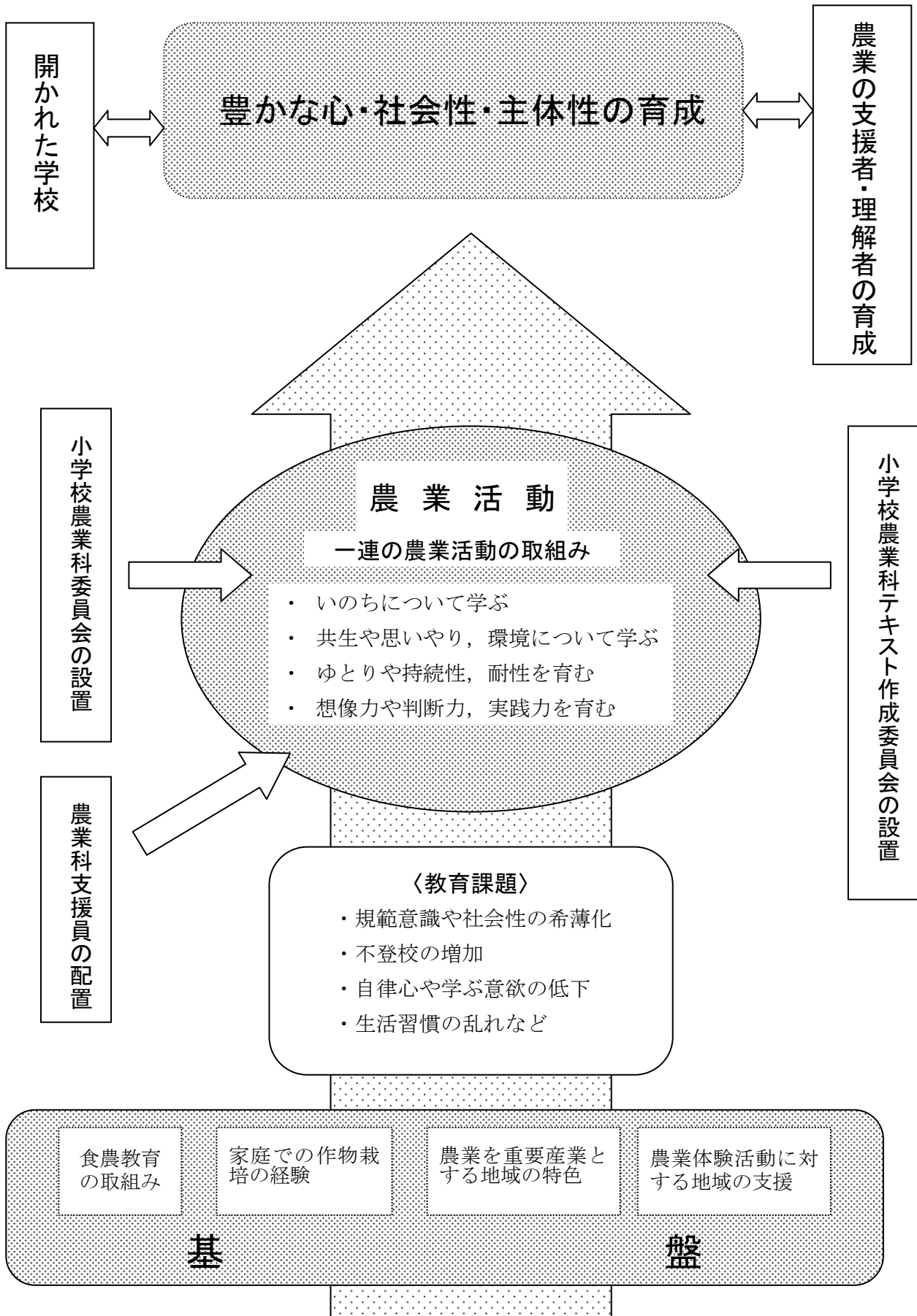
- ア 実施希望校に「農業科」を設置し授業を行なう。
- イ 栽培する作物については、児童数、実習園の面積等、各学校の実態に即して決定する。なお、水稲以外の作物については、児童一人ひとりが責任をもって栽培できるように配慮する。
- エ 児童用のテキストについては、平成 20 年度配布をめざして、平成 19 年度中に喜多方市小学校農業科テキスト作成委員会で作成する。
- ウ 教師用指導書については、当分の間農業高校で使用する教科書を活用すると共に、農業高校の教員等を講師に招いて農業研修会を年数回実施し、小校教諭等の指導力の向上を図る。
- オ 実施希望校には、教員及び児童への指導援助等を行う農業科支援員を配置し、各校における農業科の学習が円滑に進められるようにする。

(4) 本計画と憲法, 教育基本法, 学校教育法に示す学校教育の目標との関係について

- ① 農業科の学習を通して、豊かな心の育成や社会性等を育成することは、育基本法第 1 条(教育の目標)及び同第 2 条(教育の方針)に掲げる内容を具現化するものである。
- ② 農業科の学習において、「生命の尊重」「環境」「健康」「食物」などについて農業の体験活動を通して理解を深めることは、学校教育法第 18 条の 2, 同条の 6 の目標の具現化を図るものである。
- ③ 教育課程の基準によらない教育課程の弾力的な対応については、学校教育法施行規則第 26 条の 2 により、小学校の農業科教育が地域の特色や特性を活かした教育に資するものとし、「総合的な学習」の一部としての学習ではなく、教科の学習として定着させ、将来にわたって「環境」や「食育」等について考える基礎的能力の育成を図るものとする。
- ④ 農業科の学習において、児童一人ひとりが作物の成長にあわせて管理の仕方等を考えながら責任をもって作物を栽培することは、総合的な学習の目標である「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること」等を十分達成できるものであると考えられる。

よって、本計画は憲法, 教育基本法上の理念, 及び学校教育法に示されている学校教育の目的を踏まえているものと考えられる。

構造改革特別区域計画の全体像



生産者・JAによる取組

取組主体: JAむなかた(福岡県宗像市)
 ~『ふるさと教育応援団「ふるさと先生」』

取組内容

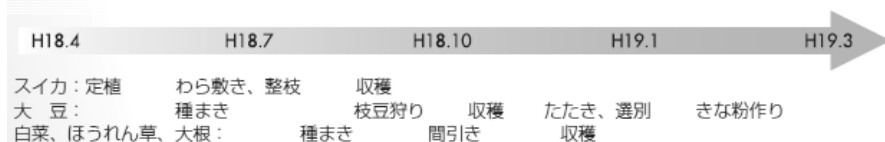
JAが事務局となり、校區別にふるさと先生(生産者)のリストを小中学校等に配布し、小中学校等が事務局へ問い合わせる。事務局はふるさと先生と調整を図り、小中学校等へ紹介する。

対象作物: 米、野菜

参加者: 小学校5校、保育園1園(18年9月現在)

18年度は、各学校からの、黄スイカや野菜、みそづくり等の要望に取り組んでいる。

年間スケジュール(18年度)



成果

- ・子どもたちに農作物を作ることの大変さや難しさを肌で感じとってもらえた。
- ・ふるさと先生自身も子どもたちと関わることにより、元気をもらった。



課題

- ・ふるさと先生の高齢化
- ・都市部での作業ほ場の確保

その他の取組主体による取組

取組主体: やきつべの里フォーラム(静岡県焼津市)

取組内容

公民館が事務局となり、市町村、学校、農林漁業者、学生、企業が団体を組織し、稲作を中心とした体験講座を実施している。公民館、幼稚園での取組「MY ライス」・小学校5年生の総合学習の時間では、稲作を1年度通じて行っている。

対象作物: 米、野菜

参加者(平成18年度): 1, 180人(地域の幼児、小学生、親)

年間スケジュール(18年度)

「MY ライス」「小5総合学習」における稲作体験

- 5月 塩水選、もみまき、代かき、田植え
- 6月 代かき、田植え
- 7月 草取り
- 8月 草取り
- 10月 稲刈り
- 11月 釜飯炊き、餅つき
- 12月 餅つき、もみ焼き、しめ縄作り
- 1月 米粉料理

成果

- ・講座を通じて、地域の大人と子ども、上級生と下級生のコミュニケーションが図られた。
- ・親に食と農に関する認識をもってもらえることができた。

課題

- ・組織後継者の確保
- ・安定した活動資金の確保